

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

減価償却方法の選定

Q :平成19年4月から取得した減価償却資産には、新しい償却方法が適用されるそうですが、これまでに届出している償却方法と違う償却方法を選定することは認められるのですか？

A :認められるようです。

【解説】

新しい減価償却制度は、この4月から取得した減価償却資産から適用されるため、同じ事業年度の中でも旧の定率法と新の定率法、旧の定額法と新の定額法が適用されるケースも想定されます。

ところで、償却方法は、減価償却資産の種類や用途、細目又は設備の種類の区分ごとに定率法が定額法を届け出ることとなっていますが、届出がない場合は、法定減価償却方法が適用されることになっています。

したがって、届出のしていない減価償却資産については、今まで適用している償却方法と同じ償却方法を選定したものとみなされます。

一方、届出をしている資産については、新しく取得する資産について償却方法の選択ができ、この場合には、これまでの償却方法と別の償却方法も選択できるようです。たとえば、定率法であったものを定額法にというように。

また、新規取得資産に旧の償却方法を適用するという事も認められるようです。

